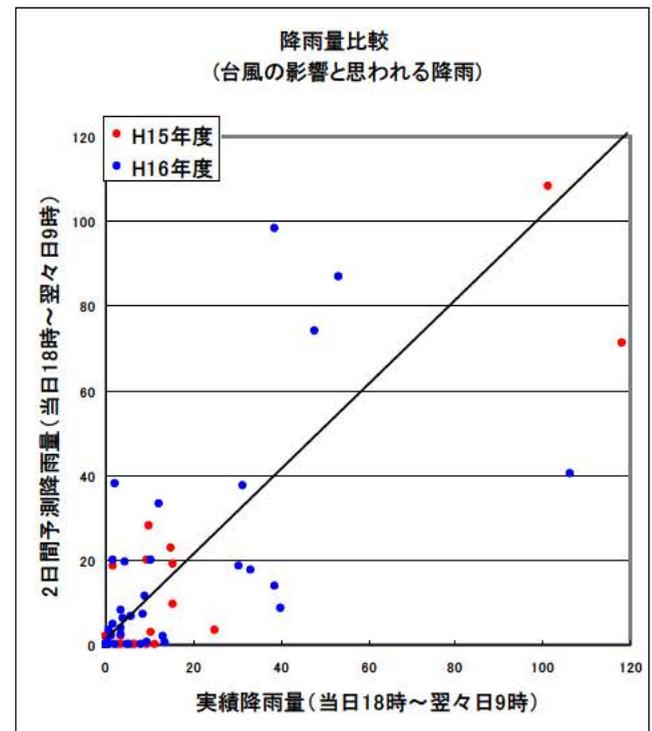
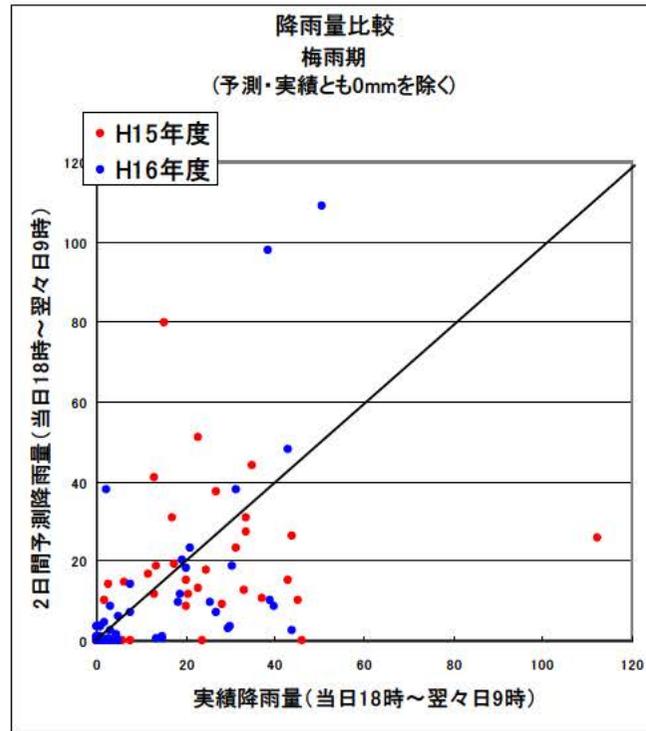
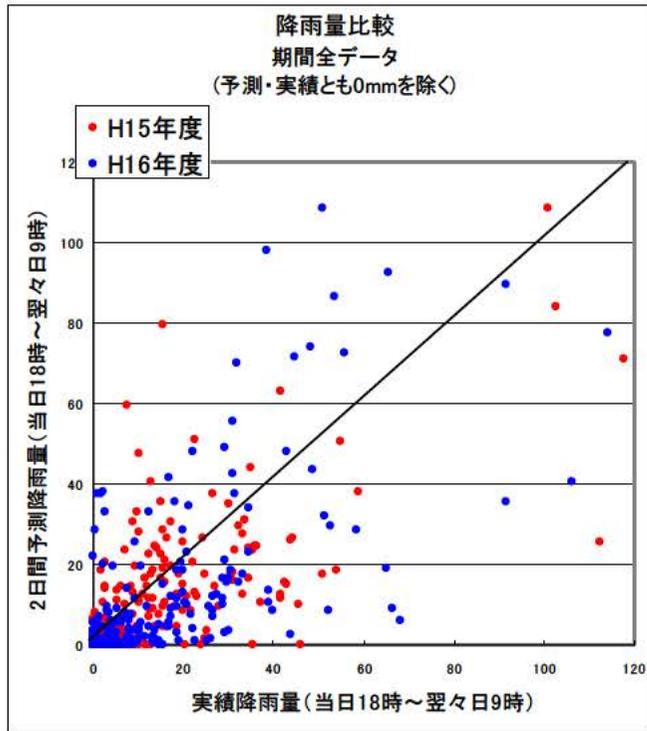


## 委員会からの質問整理状況について

資料要求 年月日	委員会・部会・WG等	要求委員	質問・資料要求の項目	資料 番号	回答の時期
H16.9.23	第5回ダムWG	西野委員	台風と梅雨期を分けた降雨予測精度	1	別紙にて回答
H16.11.8	第29回琵琶湖部会	嘉田委員	制限水位が決められた根拠	2	2月以降の委員会で回答
H16.12.5	第10回ダムWG	西野委員	既往最大洪水による丹生ダムの効果	2	2月以降の委員会で回答
H16.10.4	第6回ダムWG	塚本委員	琵琶湖総合開発前後の湖岸線の状況	3	別紙にて回答
H17.1.11	第37回流域委員会	西野委員	琵琶湖の計画高水位設定の経緯	4	2月以降の委員会で回答
H16.10.18	第7回ダムWG	今本委員	指定区間の河川改修、河床掘削の効果について	5	2月以降の委員会で回答
H16.12.20	第10回ダムWG	今本委員	岩倉峡流入部の小規模な開削の検討について	5	2月以降の委員会で回答

第 5 回ダム WG (H16.9.23) : 西野委員

降水予測が当たらないことがしばしばあるという話があったんですけど、降らなかったときには浸水被害というのは起こらないわけですけど、予想よりたくさん降ってくるとコントロールできないという話があったんですけど、そのときに台風の降水予測と普通の 6 月等の梅雨期の降水予測を同じレベルで論じておられるのかどうかというところがわかりませんでしたので、台風と通常の梅雨の出水期とを分けて解析をお願いしたいということです。



## 第 29 回琵琶湖部会 (H16.11.8): 嘉田委員

水位操作についての検討を行うのに最低限必要なデータを、今までの産卵のデータに加えて、92年に上下流でどういう条件で、どんな論理でこの制限水位が決まったのかということを開示していただきたいんです。そうしないと、私たちは議論できません。つまりこれは、ある社会的な妥協のもとに合意されているわけですね。利水も治水も、当時はまだ河川法上、環境ということは言っておりませんが、治水と利水のどこの妥協点を上下流で合意したのかということ抜きに私たちは議論できないので、この点だけはぜひともお願いいたします。

2月以降の委員会で回答します。

## 第 10 回ダム WG (H16.12.5): 西野委員

「丹生ダムを設置することにより、上流山間部で」云々とありまして、既往最大洪水で約 100 戸の浸水被害を回避ということなんですが、丹生ダムを建設することで、高時川と姉川の流域全体を見たときにどの程度、具体的に床上、床下あるいは田畑の冠水というのが軽減されるというふうに計算しておられるのでしょうか。

2月以降の委員会で回答します。

## 第6回ダムWG(H16.10.04):塚本委員

・・・思うのは、琵琶湖開発以前の沿岸の水位ゼロの線と、開発後の水位ゼロの沿岸線をひとつ提出していただきたい。というのは、行政はそうかもしれない。けども、どういう開発があったのかということはやはり知りたいですよ。一つの資料としていただきたい。

琵琶湖総合開発前後で、湖岸線の変化が著しい南湖について、別紙のとおり比較致しました。

## 【琵琶湖総合開発前】

昭和22年度(1947年～1948年)に米軍が撮影した空中写真です。滋賀県琵琶湖研究所のホームページに掲載されておりますのでご覧下さい。アドレス <http://www2.lbri.go.jp/webgis/aerialphoto1948/viewer.htm>

- ・ 撮影年月：昭和22年11月～23年3月
- ・ この期間の琵琶湖水位：B.S.L. 0.07m ～ 0.63m (鳥居川水位観測所)

## 【琵琶湖総合開発後】

平成15年度(2003年～2004年)に撮影した琵琶湖沿岸の航空写真です。琵琶湖河川事務所のホームページで公開しております。アドレス [http://www.biwakokasen.go.jp/media/pub\\_material/aerialp/index.html](http://www.biwakokasen.go.jp/media/pub_material/aerialp/index.html)

- ・ 撮影年月：平成15年10月29日～平成16年4月6日
- ・ この期間の琵琶湖水位：B.S.L. + 0.11m ～ 0.46m (琵琶湖5点平均)

琵琶湖総合開発前



出典：滋賀県琵琶湖研究所HP

琵琶湖総合開発後



出典：国土交通省 琵琶湖河川事務所

琵琶湖総合開発前 [ 西岸部 拡大 ]



出典：滋賀県琵琶湖研究所HP

琵琶湖総合開発後 [ 西岸部 拡大 ]



出典：国土交通省 琵琶湖河川事務所

第 37 回流域委員会 (H17.1.11): 西野委員

操作規則で琵琶湖の基本高水位が 1.4m に設定されているわけですが、その経緯というのを委員が聞いたんですけど、それはお答えいただいてない。あるいは琵琶湖について、降雨予測について梅雨期と台風期に分けて検討してくださいとお願いしたんですけど、それもお答えいただいてない。

2 月以降の委員会で回答します。

第 7 回ダム WG (H16.10.18): 今本委員

例えば岩倉峡の流下能力はどうなっているんだと、これをきちんとやらないことにはわからないわけです。また、直轄部分だけ掘削すると、県の管理部分はほうったらかしにするのか。ここのところも掘らないことにはわからないわけです。ですから、いろんな周辺の条件を悪くしたまま、あるいはこちら側の質問に対してまともに答えずに、次はこういうことを説明させてもらいますと言われても、これは困る。

ですから、次の説明は今言いました岩倉峡の流下能力なり、直轄以外のところの掘削の効果を明らかにした上でないと拒否します。

岩倉峡の流下能力については回答済みです。

県管理区間の掘削の効果については、2 月以降の委員会で回答します。

第 10 回ダム WG (H16.10.18): 今本委員

狭窄部の問題につきましては、流域委員会側も狭窄部は原則として開削しないという提言なり意見書を出してきているわけです。しかし、それはあくまで下流との関係であって、下流での治水問題がクリアできるのであれば、当然開削も対象になると思います。同じことはこの銀橋だけにかかわらず、川上ダムに関連した岩倉峡のところも当然対象になると思います。それも全面的な開削じゃなく、流入部をさわることによって何 cm か下げることができる可能性があると思います。そういうことはこれからも当然検討していかなばならないということで、狭窄部だからといって一切さわらないというわけではないということですね。

2月以降の委員会で回答します。